令和2年4月21日

保護者の皆様へ

太田市長　清水　聖義

（福祉こども部こども課）

　　緊急事態宣言に伴う休園期間中のお願いについて

日頃より、児童福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

先般、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の全都道府県拡大を受け、本県においても4/17より不要不急の外出自粛、及び施設の休業要請等の緊急事態措置がなされています。

現在、本市では、認可保育所、幼稚園及び認定こども園等を臨時休園（4/7付通知）とし、休園期間中（4/10～5/10）の希望保育を実施しております。

保護者の皆様には、緊急事態措置の重大性を踏まえ、子どもの健康を第一に考慮いただき、家庭での保育等が困難なご家庭を除き、休業要請等で仕事を休んで家にいることが可能なご家庭では、可能な限り登園を控えていただきますようお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

〈特記事項〉

・希望保育の際は、各家庭で検温を実施して下さい。発熱が認められる（37.5度以上)場合又は体調不良が認められる場合は、通園の自粛をお願いします。

・臨時休園については、市ホームページのこども課のお知らせに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、 日々状況が変化しているところであり、 下記ＨＰ等から最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

（参考）

・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\_coronavirus.html

・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>

・群馬県の緊急事態措置について（群馬県）

　<https://www.pref.gunma.jp>